

アプリケーションサービス利用規約

実施 平成18年10月11日

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 当社は、このアプリケーションサービス利用規約（料金表を含みます。以下「規約」といいます。）を定め、これによりアプリケーションサービス（当社がこの規約以外の利用規約等及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下「ASPサービス」といいます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ASPサービスに付随するサービス（当社がこの規約によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「付随サービス」といいます。）をこの規約により提供します。

2 ASPサービスに係る契約者（以下「ASP契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約はASP契約者と当社との間のASPサービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社がASPサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてASP契約者に通知するASPサービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、ASP契約者が特段の申出なくASPサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他ASP契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、ASP契約者がかかる変更同意したもののみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、本規約を公表します。

(定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 定義 |
|----------------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 提携事業者 | ASPサービスとの協業提携に係る契約を当社と締結している者 |
| 4 契約事業者 | ASPサービスの一部を構成するサービスを当社に提供する者 |
| 5 統合VPNサービス | 当社の電気通信サービスであって別記に掲げるもの |
| 6 Universal Oneサービス | 当社がUniversal Oneサービス契約約款（第1編）によって提供する電気通信サービス |
| 7 Universal One代表契約者 | 当社とUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定する代表契約を締結している者 |
| 8 ASP接続サービス | ASPサービスであって、統合VPNサービスに対して、当社の設置する電気通信設備を介してASP利用サービス及び提携サービス（当社又は提携事業者が提供するサービスであって当社が別に定めるものをいいます。以下、同じとします。）と接続することができる機能を提供する電気通信サービス (注) 当社は、当社が別に定める提携サービスを、ASP接続契約の申込みをする者及びASP接続契約者に開示します。 |
| 9 ASP利用サービス | ASPサービスであって、次に掲げる電気通信サービス (1) 削除 (2) インターネット上で当社が提供するもの (3) 削除 |
| 10 ASP契約 | 当社からASPサービスの提供を受けるための契約 |
| 11 ASP接続契約 | 当社からASP接続サービスの提供を受けるための契約 |
| 12 ASP接続契約者 | 当社とASP接続契約を締結している者 |
| 13 ASP利用契約 | 当社からASP利用サービスの提供を受けるための契約 |
| 14 ASP利用契約者 | 当社とASP利用契約を締結している者 |
| 15 契約者識別符号 | ASP利用契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、ASP利用契約に基づいて当社がASP利用契約者に割り当てるもの |

| | |
|-----------|--|
| 16 料金月 | 1の暦月の起算日（当社がASP契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間 |
| 17 自営端末設備 | ASP利用サービスを利用するためにASP契約者が設置する端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの。） |
| 18 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

第2章 サービスの種類等

（ASPサービスの種類）

第6条 ASPサービスには、次に掲げるサービスの種類があります。

- (1) ASP接続サービス
- (2) ASP利用サービス

（ASP利用サービスの区分）

第6条の2 ASP利用サービスには、次表に掲げるサービスの区分があります。

| 区 分 | 内 容 |
|---|--|
| MagicConnect | 遠隔操作により自営端末設備を利用することができるサービス |
| 備考 | |
| 1 MagicConnectはインターネット網を経由して利用するものとします。 | |
| 2 MagicConnectには、次表に掲げるサービスの区分があります。 | |
| 区分 | 内容 |
| USBタイプ | 別記7に定義するリモートアクセス機器により遠隔操作を可能とするもの |
| アプリタイプ | 当社が指定するソフトウェアにより遠隔操作を可能とするもの（iOS、Andoroido版） |
| Winアプリタイプ | 当社が指定するソフトウェアにより遠隔操作を可能とするもの（Windows版） |

第3章 契約

（ASP契約の単位等）

第7条 ASP契約の単位は、次のとおりとします。

- (1) ASP接続契約の場合
当社は、1の統合VPNサービスに係る1のグループにつき1のASP接続契約を締結します。この場合、ASP接続契約者は、1のASP接続契約につき1人とします。
 - (2) ASP利用契約の場合
当社は、1の契約者識別符号につき1のASP利用契約を締結します。この場合、ASP利用契約者は、1のASP利用契約につき1人とします。
- 2 ASP接続契約者は、統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等（当社に届け出た者に限ります。以下、同じとします。）と同一の者に限ります。

（ASP契約の申込み）

第8条 ASP契約の申込みをするときは、次に掲げる申込事項について当社が指定する方法により申込みを行っていただきます。

- (1) ASPサービスの種類及び区分
- (2) 次表に掲げる申込事項

| 区 別 | | 申 込 事 項 |
|-----------|--------------|---------|
| ASP利用サービス | MagicConnect | IDの数 |

- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な申込事項
- 2 前項の申込みにあたり、当社は必要により、住民票、印鑑証明書又は運転免許証等の公的機関が発行する身分証明書の提出、提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

（ASP契約申込の承諾）

第9条 当社は、ASP契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、そのASP契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ASP接続契約の申込みをした者が、接続しようとする統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等（当社に届け出た者に限ります。）と同一の者とならないとき。
- (2) ASP接続契約の申込みをした者が、そのASP接続サービスを經由して利用するASP利用サービスに係る契約者の承諾を得られないとき。
- (3) ASP利用契約の申込みをした者が、その経由するASP接続サービスに係る契約者又はその経由する Universal One サービスに係る Universal One 代表契約者の承諾を得られないとき。
- (4) 削除
- (5) ASP契約の申込みをした者が、ASPサービス、統合VPNサービス又は Universal One サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) ASP契約の申込みをした者が、ASPサービス、統合VPNサービス又は Universal One サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (7) ASP契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (8) ASP契約の申込みをした者が、第14条（当社が行うASP契約の解除）第1項の規定のいずれかに該当するとき。
- (9) ASPサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (10) その他、ASPサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ASPサービスの契約内容等の変更）

第10条 ASP契約者は、第8条第1項第2号に規定する申込事項の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（ASP契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第11条 削除

（ASP契約に基づく権利の譲渡）

第12条 ASPサービスに係る利用権（ASP契約者がASP契約に基づいてASPサービスの提供を受ける権利をいいます。以下「ASP利用権」といいます。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 ASPサービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりASP利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) ASP利用権（ASP接続サービスに係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、接続しようとする統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等（当社に届け出た者に限ります。）と同一の者とならないとき。
- (2) ASP利用権（ASP接続サービスに係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、そのASP接続サービスを經由して利用するASP利用サービスに係る契約者の承諾を得られないとき。
- (3) ASP利用権（ASP利用サービスに係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、その経由するASP接続サービスに係る契約者又はその経由する Universal One サービスに係る Universal One 代表契約者の承諾を得られないとき。
- (4) ASP利用権を譲り受けようとする者が、ASPサービス、統合VPNサービス又は Universal One サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) ASP利用権を譲り受けようとする者が、ASPサービス、統合VPNサービス又は Universal One サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) ASP利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (7) ASP利用権を譲り受けようとする者が、第14条（当社が行うASP契約の解除）第1項の規定のいずれかに該当するとき。
- (8) その他、ASPサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 ASPサービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（ASP契約者が行うASP契約の解除）

第13条 ASP契約者は、ASP契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社に書面等により通知していただきます。

（当社が行うASP契約の解除）

第14条 当社は、ASP契約者が次のいずれかに該当するときは、そのASP契約の解除をすることができます。

- (1) 第19条（利用停止）の規定によりASPサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 統合VPNサービス又は Universal One サービスの契約の解除があったとき。
 - (3) 当社が別に定める期日を経過してもなお、ASPサービスの料金の支払いがないとき。
 - (4) 第8条（ASPサービスの利用申込み）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - (5) その他、本規約に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、そのASP契約を解除しようとするときは、あらかじめASP契約者にそのことを通知します。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条 当社は、ASP契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。

- (1) 付加機能の提供を請求したASP契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したASP契約者が、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したASP契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の変更)

第16条 ASP契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第17条 当社は、次に掲げる場合には付加機能を廃止します。

- (1) ASP契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の提供を受けているASP契約の解除があったとき。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、ASPサービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (3) ASPサービスが正常に動作せず、ASPサービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - (4) 第21条(利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりASPサービスの利用を中止するときは、あらかじめASP契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、ASP契約者が次のいずれかに該当するときは、ASPサービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスに係る料金の支払いがないとき。
 - (3) 当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 第33条(ASP契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、ASPサービス、統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりASPサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をASP契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(提供休止)

第20条 当社は、契約事業者の事業の休止等により、ASP契約者がASPサービスを全く利用できなくなったときは、ASPサービスについて提供休止(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、ASPサービスについて、ASP契約者からASP契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により提供休止しようとするときは、あらかじめASP契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の提供休止の期間は、その提供休止をした日から起算して1年間とし、その提供休止の期間を経過した日において、そのASP契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのASP契約者にそのことを通知します。

(利用の制限)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、ASPサービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、ASPサービスとその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、ASPサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第22条 当社が提供するASPサービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するASPサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するASPサービスの態様に応じて、定額利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第23条 ASP接続契約者は、そのASP契約に基づいて当社がASPサービスの提供を開始した日から起算して、ASP契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

2 削除

3 削除

4 削除

- 5 ASP利用契約者は、そのASP利用サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日とします。以下第5項において「ASP利用サービスの提供の開始等があった日」といいます。)から起算して、ASP利用契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日とします。以下第5項において「ASP利用契約の解除等があった日」といいます。)の前日までの期間(ASP利用サービスの提供の開始等があった日とASP利用契約の解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、利用料金の支払いを要します。

ただし、ASP利用サービスの提供を開始した日を含む料金月については、利用料金の支払いを要しません。

- 6 前5項の期間において、ASPサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止又は利用中止があったときは、ASP契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、ASP契約者は、次の場合を除き、ASPサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要しない料金 |
|---|--|
| 1 ASP契約者の責めによらない理由により、そのASPサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。以下同じとします。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのASPサービスについての料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりそのASPサービスを全く利用できない状態が生じたとき | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのASPサービスに関する料金 |
| 3 ASPサービスの提供休止をしたとき | 提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するそのASPサービスについての料金 |

- 7 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

- 8 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第24条 ASP契約者は、ASPサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払を要します。

(工事費の支払義務)

第25条 ASP契約者は、ASP契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等あったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第26条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第27条 ASP契約者は、利用料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 ASP契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第7章 損害賠償等

(責任の制限)

第29条 当社は、ASPサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのASPサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の逸失利益、派生損害等を除く通常の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社はASPサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのASPサービスに係る料金表第1表(料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりASPサービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

(免責)

第30条 当社は本規約で特に定める場合若しくは当社の故意又は重大な過失による場合を除き、ASP契約者に係る損害を賠償しないものとし、ASP契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、ASP契約者は、ASPサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、ASPサービスの利用により生じる結果について、ASP契約者に対し、ASPサービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争又はその他の原因を問わず、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任も負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備(ASP契約者が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。)等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます

(承諾の限界)

第31条 当社は、ASP契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等ASPサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(ASPサービスの廃止)

第32条 当社は、ASPサービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるASPサービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのASPサービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、ASPサービスの一部又は全部の廃止に伴い、ASP契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりASPサービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間をおい

て、あらかじめASP契約者に通知します。

(ASP契約者の義務)

第33条 ASP契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - (2) ASPサービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざんし、又は消去する行為をしないこと。
 - (3) 第三者になりすましてASPサービスを利用する行為をしないこと。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
 - (7) その他、法令、規約若しくは公序良俗に反する行為、ASPサービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (8) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 ASP契約者は、前項の規定に違反してASPサービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、ASP契約者の本条に規定する義務違反によりASP契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 ASP契約者は、当社から割り当てられたID及びパスワード（以下この条において「当社ID等」といいます。）並びに当社ID等を用いてASP契約者が自ら払いだすID及びパスワードを管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 5 ASP契約者が前項の規定に違反してASPサービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は当社ID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨をASP契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(ASP契約者に対する通知)

第34条 ASP契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) ASPサービスを掲載した当社のWEBサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ASP契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) ASP契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出たASP契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、若しくはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、ASP契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又はFAX受信機に到達した時をもって、ASP契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) ASP契約者がASPサービスの利用申込みの際又はその後に当社に届け出たASP契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物がASP契約者の住所に到達した時をもって、ASP契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、その通知の中で当社が指定した時をもって、ASP契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項各号の手続により書面に代えることができるものとします。

(当社の知的所有権)

第35条 ASPサービスの提供に関連して当社がASP契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、ASPサービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条までの権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

- 2 ASP契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。
- (1) ASPサービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、ASP契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第36条 当社は、ASPサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記4及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

第8章 附帯サービス

(附帯サービス)

第37条 ASPサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 統合VPNサービス

当社が提供する統合VPNサービスは次表に掲げる当社の電気通信サービスであって、当社が別に定めるものとします。

| 契約約款の名称 | | サービスの名称 |
|------------------------|-----|-------------------|
| Universal One サービス契約約款 | 第2編 | VPNサービス |
| | 第3編 | VPNサービス |
| | 第6編 | クラウドコンピュータ通信網サービス |

(注) 当社は、当社が別に定める電気通信サービスを、ASP接続契約の申込みをする者及びASP接続契約者に開示します。

2 ASP契約者の地位の承継

- (1) 第12条（ASP契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、ASP契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記2において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、そのASP契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、相続又は合併若しくは分割によりASP契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 ASP契約者の氏名等の変更の届出

- (1) ASP契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

4 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、ASP契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) ASP契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

5 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、ASP利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
ア ASPサービスに係る契約の申込みの承諾年月日
イ ASP契約者（ASP契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となる場合は、別記2の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所
ウ ASP利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
エ ASP利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
オ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
カ ASPサービスの種類及び区分等
- (2) 利害関係人が前項の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、当社に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

6 削除

7 リモートアクセス機器の販売

- (1) 当社は、ASP利用契約者から請求があったときは、リモートアクセス機器（料金表第1表（料金）に規定するASP利用サービスを利用するために用いる機器をいいます。以下、同じとします。）を販売します。この場合において、販売するリモートアクセス機器の販売価格は、重要事項説明書に定めるところによります。
- (2) 当社が販売したリモートアクセス機器については、保証書により、開通案内に記載の利用開始日から1年間は無料で修理します。
ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。
ア その故障が、ASP利用契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。
イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。
- (3) (1)及び(2)に規定するほか、リモートアクセス機器の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

8 端末起動装置の販売

- (1) 当社は、ASP利用契約者から請求があったときは、端末起動装置（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（端末起動機能に限ります。）を利用するとき用いる機器であって、自営端末設備を起動させる装置をいいます。以下こ

の別記8において同じとします。)を販売します。この場合において、販売する端末起動装置の販売価格は、重要事項説明書に定めるところによります。

- (2) (1)に規定するほか、端末起動装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条(延滞利息)の規定に、保証条件については別記7の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

料金表 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ASP契約者がそのASP契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、ASP利用サービスに係る利用料金については、第23条(利用料金の支払義務)第5項第2号の表の規定に該当するときを除き日割しません。
 - (1) 料金月の初日以外の日にはASPサービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始とします。)又はASP契約の解除(付加機能についてはその廃止とします)があったとき。
 - (2) 料金月の初日にASPサービスの提供の開始を行い、その日にそのASP契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日以外の日には第8条(ASP契約の申込み)第1項第2号に規定する申込事項の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (4) 第23条第5項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 利用料金の日割は、料金月の日数により行います。
この場合、第23条第5項第2号の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめASP契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 7 ASP契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、ASP契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、ASP契約者が希望する場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 10に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。
(料金等の請求)
- 11 当社は、ASPサービスの料金等をASP契約者に係る統合VPNサービス又はUniversal Oneサービスの料金等と併せて請求することがあります。
(消費税相当額の加算)
- 12 第23条(利用料金の支払義務)及び第25条(工事費の支払い義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。
(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。
(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。
(料金等の臨時減免)
- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、ASP契約者にその旨を通知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

| 区分 | 内容 |
|-----------------------|---|
| (1) 削除 | 削除 |
| (2) 申込事項の値の変更に係る料金の適用 | 当社は、第8条（ASP契約の申込み）に規定する申込事項の値の変更があった場合は、その変更があった日から変更後の値に基づき利用料金を適用します。 |

2 料金額

2-1 ASP接続サービスに係るもの

月額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------|---------|-----|
| ASP接続サービス | 1の契約ごとに | — |

2-2 ASP利用サービスに係るもの

2-2-1 定額利用料

ア MagicConnectに係るもの

月額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------|---------|----------------|
| USBタイプ | 1のIDごとに | 1,500円(1,650円) |
| アプリタイプ | 1のIDごとに | 1,000円(1,100円) |
| Winアプリタイプ | 1のIDごとに | 1,000円(1,100円) |

2-2-2 付加機能利用料

月額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---|---------|----------------|
| 端末起動機能 遠隔操作により自営端末設備を起動させることができるようにする機能 備考 1 当社はASP利用契約者に限り、この機能を提供します。 2 この機能において利用することができる端末起動装置は、別記8に規定する端末起動装置に限り、この場合において、1の端末起動装置において利用できるIDの数は100までとします。 | 1のIDごとに | 1,500円(1,650円) |

第2 手続きに関する料金

1 適用

| 区分 | 内容 | | | | |
|--------------|--|----|----|---------|-------------------------------------|
| 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table> | 種別 | 内容 | 譲渡承認手数料 | 利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 |
| 種別 | 内容 | | | | |
| 譲渡承認手数料 | 利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 | | | | |

2 料金額

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|---------|---------|------------|
| 譲渡承認手数料 | 1の契約ごとに | 800円(880円) |

第2表 工事に関する費用

1 適用

| 区分 | 内容 | | | | |
|------------|---|----|----|--|--|
| (1) 工事費の算定 | 工事費は、施工した工事に係る工事費を合計して算定します。 | | | | |
| (2) 工事費の適用 | 工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 内容 | | |
| 区分 | 内容 | | | | |
| | | | | | |

| | <table border="1"> <tr> <td>ア ASP接続サービス工事費</td> <td>ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ ASP利用サービス工事費</td> <td>ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 付加機能工事費</td> <td>付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </table> | ア ASP接続サービス工事費 | ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。 | イ ASP利用サービス工事費 | ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。 | ウ 付加機能工事費 | 付加機能に関する工事を要する場合に適用します。 |
|--|---|----------------|------------------------------|--|------------------------------|-----------|-------------------------|
| ア ASP接続サービス工事費 | ASP接続サービスに関する工事を要する場合に適用します。 | | | | | | |
| イ ASP利用サービス工事費 | ASP利用サービスに関する工事を要する場合に適用します。 | | | | | | |
| ウ 付加機能工事費 | 付加機能に関する工事を要する場合に適用します。 | | | | | | |
| (3) 削除 | 削除 | | | | | | |
| (4) 割増工事費の適用 | <p>当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の本サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table> | 工事を施工する時間帯 | 割増工事費の額 | 午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。） | その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額 | | |
| 工事を施工する時間帯 | 割増工事費の額 | | | | | | |
| 午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日については、終日とします。） | その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額 | | | | | | |
| (5) 工事費の減額適用 | 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。 | | | | | | |

2 工事費の額

ASP接続サービスの利用の開始、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更、付加機能の廃止又はその他の契約内容の変更に関する工事

| 区別 | | 単位 | 工事費の額 |
|---------------------|----------------|---------|----------------|
| ア ASP接続サービスに係る工事の場合 | 利用の開始に関する工事の場合 | 1の契約ごとに | 2,000円(2,200円) |
| イ 付加機能に係る工事の場合 | 端末起動機能 | 1のIDごとに | 5,000円(5,500円) |

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 利用権に関する事項の証明手数料

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-------|---------|------------|
| 証明手数料 | 1の契約ごとに | 300円(330円) |

附則（平成 18 年 10 月 10 日 BB サ第 193 号）
 （実施期日）
 この規約は、平成 18 年 10 月 11 日より実施します。

附則（平成 19 年 3 月 1 日 BB サ第 327 号）
 （実施期日）
 1 この規約は、平成 19 年 3 月 7 日から実施します。
 （経過措置）

2 平成 19 年 3 月 7 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に、タイプ 2 及びタイプ 3 のいずれも契約申込を行った場合であつて、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年 10 月 31 日までに行われた場合には、そのタイプ 2 及びタイプ 3 の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月以降について、料金表第 1 表（料金）第 2（料金額）の 2-2 のウ及び 2-3（ウイルスバスター利用機能に係るものに限ります）に規定する利用料金にかかわらず、次表に掲げる利用料金を適用します。ただし、平成 19 年 12 月 31 日までにタイプ 2 又はタイプ 3 のいずれかに係る契約を解除したときは、この限りではありません。

月額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-----------------------|----------|--------------------|
| タイプ 3（コース 1 のものに限ります） | 1 のライセンス | 490 円 (529.2 円) |
| タイプ 3（コース 2 のものに限ります） | 1 のライセンス | 560 円 (604.8 円) |
| ウイルスバスター利用機能 | 1 のライセンス | — |

3 平成 19 年 3 月 7 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間に、タイプ 2 又はタイプ 3 の契約申込を行った場合であつて、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年 10 月 31 日までに行われた場合には、そのタイプ 2 又はタイプ 3 の提供を開始した日を含む料金月からの 3 料金月については、料金表第 1 表第 2 の 2-2 のイ、ウ及び 2-3（ウイルスバスター利用機能に係るものに限ります）並びにこの附則の 2 に規定する利用料金を適用せず、また、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 2（工事費）に規定する工事費のうち、次表に掲げるものについては適用しません。

| 区分 | | | 工事費の額 | |
|----------------------|----------------|----------------|------------------------|------------------------|
| イ ASP 利用サービスに係る工事の場合 | タイプ 2 に係る工事の場合 | 利用の開始に関する工事の場合 | 10,000 円 (10,800 円) | |
| | タイプ 3 に係る工事の場合 | 利用の開始に関する工事の場合 | コース 1 に係るもの | 10,000 円 (10,800 円) |
| | | | コース 2 に係るもの | 30,000 円 (32,400 円) |

附則（平成 19 年 4 月 17 日 BB サ第 700012 号）
 （実施期日）
 この規約は、平成 19 年 4 月 24 日より実施します。

附則（平成 20 年 3 月 26 日 BB サ第 700596 号）
 （実施期日）
 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日より実施します。

附則（平成 20 年 6 月 27 日 BB サ第 800109 号）
 （実施期日）
 この規約は、平成 20 年 7 月 1 日より実施します。

附則（平成 20 年 9 月 12 日 BB サ第 800252 号）
 （実施期日）
 1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 18 日から実施します。
 （経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

| | |
|------------|-----------------------|
| ASP 接続サービス | ASP 接続サービス カテゴリー 1 |
|------------|-----------------------|

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附則（平成 21 年 2 月 23 日 BB サ第 800452 号）
 この規約は、平成 21 年 2 月 26 日より実施します。

附則（平成 21 年 3 月 27 日 BB サ第 800509 号）
この改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日より実施します。

附則（平成 21 年 11 月 30 日 BNS サ第 900425 号）
この改正規定は、平成 21 年 12 月 3 日より実施します。

附則（平成 22 年 1 月 4 日 BNS サ第 900519 号）
この改正規定は、平成 22 年 1 月 15 日より実施します。

附則（平成 22 年 1 月 15 日 BNS ユ第 900210 号）
この改正規定は、平成 22 年 1 月 19 日より実施します。

附則（平成 22 年 1 月 15 日 BNS ユ第 900209 号）
この改正規定は、平成 22 年 1 月 20 日より実施します。

附則（平成 22 年 4 月 28 日 BNS テ第 000022 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 30 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定により、改正前の統合 V P N アプリケーションサービス利用規約は、アプリケーションサービス利用規約と名称を変更します。
- 3 この改正規定実施の際現に、第 28 条、第 35 条及び第 37 条を削除し、第 29 条を第 28 条、第 30 条を第 29 条、第 31 条を第 30 条、第 32 条を第 31 条、第 32 条の 2 を第 32 条、第 36 条を第 35 条、及び第 38 条を第 36 条とします。
- 4 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の第 28 条の規定については、平成 22 年 10 月 30 日まではなお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 22 年 6 月 2 日 BNS ユ第 000159 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 9 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 22 年 6 月 9 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に、タイプ 10 の契約申込を行った場合であって、当社がその契約申込を承諾し、その利用の開始が平成 22 年 10 月 31 日までに行われた場合には、そのタイプ 10 の提供を開始した日を含む料金月からの 3 料金月については、料金表第 1 表（料金）に規定する料金（ASP 接続サービスに係るものを除きます。）、第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費（付加機能（リモートアクセス機能に係るものに限ります。）に係るものを除きます。）並びに第 3 表に規定する料金及び工事費を適用しません。

附則（平成 22 年 6 月 8 日 BNS ユ第 000173 号）

この改正規定は、平成 22 年 6 月 9 日から実施します。

附則（平成 22 年 7 月 14 日 BNS ユ第 000159-1 号）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 14 日から実施します。

附則（平成 22 年 6 月 28 日 BNS ネサ第 000053 号）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 31 日から実施します。

附則（平成 22 年 10 月 8 日 BNS ユ第 000414 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 15 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 22 年 11 月 26 日 BNS ユ第 000493 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 11 月 29 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則（平成 23 年 1 月 7 日 BNS 販第 000575 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 1 月 11 日から実施します。

（料金の適用）

- 2 平成 23 年 1 月 11 日から平成 23 年 4 月 30 日までの間に、ASP 利用サービス（タイプ 6 に係るものに限ります。以下 2 から 5 において同じとします。）の契約申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年 5 月 31 日までに行われた場合は、その ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月以降について、料金表第 1 表（料金）第 2（料金額）の 2-2 のカ（タイプ 6 に係るもの）に規定する利用料金から、次表に規定する額の割引を行います。

ただし、ASP 利用サービスの申込みをした者が、その申込みと同時に、次表に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

月額

| 割引額 | 料金表第 1 表で算出した料金額に次表に規定する割引率を乗じて得た額 | | 月額 |
|-----|---|-----|-----|
| | 区分 | 割引率 | 月額 |
| | 記憶装置の容量が 300 ギガバイトから 1,000 ギガバイトまでのもの | | 10% |
| | 記憶装置の容量が 1,100 ギガバイトから 3,000 ギガバイトまでのもの | | 20% |
| | 記憶装置の容量が 3,100 ギガバイト以上のもの | | 30% |

備考

- 1 ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月末日時点の記憶装置の容量に基づき本表に掲げる割引率を適用します。（それ以後の料金月において同じとします。）
- 2 ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月末までに契約の解除があった場合は、その契約の解除のあった日の記憶装置の容量に基づき本表に掲げる割引率を適用します。

- 3 ASP 利用サービスには、最低利用期間があります。
- 4 前項の最低利用期間は、ASP 利用サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 5 前項の最低利用期間内に ASP 利用サービスに係る契約の解除があった場合には、第 24 条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月末の利用料金の額に、残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、ASP 利用サービスに係る契約者から一括して支払っていただきます。ただし、ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月末までに契約の解除があった場合は、その解除のあった日の利用料金の額に、残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、ASP 利用サービスに係る契約者から一括して支払っていただきます。
- 6 平成 23 年 1 月 11 日から平成 23 年 4 月 30 日までの間に、ASP 利用サービス（タイプ 10 に係るものに限ります。以下 6 から 9 において同じとします。）の契約申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年 5 月 31 日までに行われた場合は、その ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月以降について、料金表第 1 表（料金）第 2（料金額）の 2-2 のコ（タイプ 10 に係るもの）のアに規定する利用料金にかかわらず、次表に掲げる利用料金を適用します。ただし、ASP 利用サービスの申込みをした者が、その申込みと同時に、次表に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

月額

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|-------------------------|------------------|-----------------------|
| 記憶装置の容量が 100 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 51,000 円 (55,080 円) |
| 記憶装置の容量が 200 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 66,000 円 (71,280 円) |
| 記憶装置の容量が 300 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 81,000 円 (87,480 円) |
| 記憶装置の容量が 400 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 96,000 円 (103,680 円) |
| 記憶装置の容量が 500 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 111,000 円 (119,880 円) |
| 記憶装置の容量が 600 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 126,000 円 (136,080 円) |
| 記憶装置の容量が 700 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 141,000 円 (152,280 円) |
| 記憶装置の容量が 800 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 156,000 円 (168,480 円) |
| 記憶装置の容量が 900 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 171,000 円 (184,680 円) |
| 記憶装置の容量が 1,000 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 186,000 円 (200,880 円) |

| | | |
|-------------------------|------------------|-----------------------|
| 記憶装置の容量が 1,100 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 201,000 円 (217,080 円) |
| 記憶装置の容量が 1,200 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 216,000 円 (233,280 円) |
| 記憶装置の容量が 1,300 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 231,000 円 (249,480 円) |
| 記憶装置の容量が 1,400 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 246,000 円 (265,680 円) |
| 記憶装置の容量が 1,500 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 261,000 円 (281,880 円) |
| 記憶装置の容量が 1,600 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 276,000 円 (298,080 円) |
| 記憶装置の容量が 1,700 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 291,000 円 (314,280 円) |
| 記憶装置の容量が 1,800 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 306,000 円 (330,480 円) |
| 記憶装置の容量が 1,900 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 321,000 円 (346,680 円) |
| 記憶装置の容量が 2,000 ギガバイトのもの | 1 のデスクトップ装置ごとに月額 | 336,000 円 (362,880 円) |

7 ASP 利用サービスには、最低利用期間があります。

8 前項の最低利用期間は、ASP 利用サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

9 前項の最低利用期間内に ASP 利用サービスに係る契約の解除があった場合には、第 24 条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月末の利用料金の額に、残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、ASP 利用サービスに係る契約者から一括して支払っていただきます。

ただし、ASP 利用サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月末までに契約の解除があった場合は、その解除のあった日の利用料金の額に、残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、ASP 利用サービスに係る契約者から一括して支払っていただきます。

附則（平成 23 年 1 月 18 日 BNS ユ第 000574 号）

この改正規定は、平成 23 年 1 月 20 日より実施します。

附則（平成 23 年 2 月 9 日 BNS ユ第 000606 号）

この改正規定は、平成 23 年 2 月 17 日から実施します。

附則（平成 23 年 3 月 8 日 BNS ユ第 000677 号）

この改正規定は、平成 23 年 3 月 9 日から実施します。

附則（平成 23 年 3 月 25 日 BNS ネサ第 000266 号）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

| | |
|-----------------------|------------|
| ASP 接続サービス カテゴリー 1 | ASP 接続サービス |
|-----------------------|------------|

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 23 年 3 月 30 日 BNS ユ第 000750 号）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 23 年 4 月 14 日 BNS ユ第 100019 号）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 15 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 23 年 4 月 19 日 BNSユ第 100031 号）
この改正規定は、平成 23 年 4 月 20 日から実施します。

附則（平成 23 年 5 月 6 日 BNSネサ第 100017 号）
この改正規定は、平成 23 年 5 月 10 日から実施します。

附則（平成 23 年 5 月 26 日 BNSユ第 100091 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおり
とします。

附則（平成 23 年 6 月 28 日 BNSユ第 100146 号）
この改正規定は、平成 23 年 6 月 29 日から実施します。

附則（平成 23 年 9 月 29 日 ACA第 100263 号/平成 23 年 9 月 30 日 ACA第 100283 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 4 日から実施します。
（工事に関する費用の適用）
- 2 平成 23 年 10 月 4 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に、タイプ 9 の契約申込を行った場合であって、当社がその契約
申込を承諾し、その利用の開始が平成 24 年 1 月 31 日までに行われたときには、料金表第 2 表（工事に関する費用）第 2
（工事費）に規定する工事費（タイプ 9 に係るものに限ります。）を適用しません。

附則（平成 23 年 10 月 18 日 NSク第 100041 号）
この改正規定は、平成 23 年 10 月 20 日から実施します。

附則（平成 23 年 11 月 29 日 NSク第 100068 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおり
とします。

附則（平成 23 年 11 月 29 日 NSク第 100069 号）
この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

附則（平成 23 年 12 月 16 日 CL第 101662 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 12 月 22 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおり
とします。

附則（平成 24 年 1 月 28 日 ACA第 100950 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。
（工事に関する費用の適用）
- 2 平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 30 日までの間に、タイプ 9 の契約の申込みを行った場合であって、当社がその契
約の申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年 4 月 27 日までに行われたとき（タイプ 9 に係る ASP 利用契約者の責
めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）には、料金表第 2 表（工事に関する費用）
第 2（工事費）に規定する工事費（タイプ 9 に係るものに限ります。）を適用しません。

附則（平成 24 年 2 月 28 日 ACA第 101207 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前のIP通信網サービス契約約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

| | |
|-----------------------------------|--|
| IP通信網サービス契約約款 第5種シェアードIP-PBX契約 | アプリケーションサービス利用規約 ASPサービス利用契約 Biz Communicatorに係るもの |
|-----------------------------------|--|

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この規約の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

| | |
|-------|----------------|
| タイプ6 | Bizストレージ |
| タイプ8 | Bizホスティングベーシック |
| タイプ9 | Bizデスクトップベーシック |
| タイプ10 | BizデスクトップPro |
| タイプ11 | 緊急地震速報サービス |

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則(平成24年3月23日 CL第103277号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則(平成24年3月27日 CL第103353号)

この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

附則(平成24年3月23日 AC第ア101498号)

この改正規定は、平成24年4月3日から実施します。

附則(平成24年4月13日 ACア第200051号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

| | |
|------------------|----------------------------|
| Biz Communicator | Biz Communicator USBタイプ |
|------------------|----------------------------|

附則(平成24年6月8日 ACア第200362号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| ASP利用サービス BizデスクトップPro リモートアクセス機能 | ASP利用サービス BizデスクトップPro リモートアクセス機能 USB型 |
|---|---|

(料金等の適用)

- 3 平成24年6月11日から平成24年12月10日までの間に、Bizストレージ ファイルサーバー又はBizデスクトップProの契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約の申込みを承諾し、その提供の開始が平成25年1月10日までに行われたとき(当社の責めに帰すべき理由により提供を開始できなかったときはこの限りではありません。)には、次に掲げる料金等の支払いを要しません。

(1) Bizストレージ ファイルサーバーに係るもの

- ア 利用料金(提供を開始した日の属する料金月に係るものに限るものとし、200,000円(216,000円)を上限とします。)
イ 工事費(利用の開始に関する工事に限り、以下、この附則において同じとします。)

(2) BizデスクトップProに係るもの

- ア 利用料金及びオペレーションシステム等使用料（提供を開始した日の属する料金月に係るものに限ります。）
 - イ 工事費
 - ウ リモートアクセス機器に係る販売料金（契約の申込みと同時に申込みのあったリモートアクセス機器に係るものに限るものとし、台数の上限は1の契約につき5とします。）
- 4 平成24年6月11日から平成24年9月30日までの間に、Biz Communicator（アプリタイプに係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）の契約の申込み又は契約内容の変更（IDの増加に係るものに限ります。）の申込みを行った場合（この規定の適用を受けない旨の意思表示を同時にした場合を除きます。）であって、当社がその契約の申込み等を承諾し、その提供の開始が平成24年10月31日までに行われたとき（当社の責めに帰すべき理由により提供を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、工事費の支払いを要しません。
- ただし、その提供を開始した日から起算して1年の間にBiz Communicatorの契約の解除又は契約内容の変更（そのIDの減少に係るものに限ります。）があった場合はこの限りではありません。
- 5 平成24年10月1日以降において、前項の規定に「平成24年6月11日から平成24年9月30日までの間」とあるのは「平成24年6月11日から平成24年12月10日までの間」とし、「その提供の開始が平成24年10月31日までに行われたとき」とあるのは「その提供の開始が平成25年1月10日までに行われたとき」と読み替えるものとし、

附則（平成24年12月6日 ACア第201377号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月11日から実施します。
- （料金等の適用）
- 2 平成24年12月11日から平成25年3月31日までの間に、Bizストレージ ファイルサーバー又はBizデスクトップ Proの契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約の申込みを承諾し、その提供の開始が平成25年4月30日までに行われたとき（当社の責めに帰すべき理由により提供を開始できなかったときはこの限りではありません。）には、次に掲げる料金等の支払いを要しません。
- (1) Bizストレージ ファイルサーバーに係るもの
 - ア 利用料金（提供を開始した日の属する料金月に係るものに限るものとし、200,000円（210,000円）を上限とします。）
 - イ 工事費（利用の開始に関する工事に限ります。以下、この附則において同じとします。）
 - (2) Bizデスクトップ Proに係るもの
 - ア 利用料金及びオペレーションシステム等使用料（提供を開始した日の属する料金月に係るものに限ります。）
 - イ 工事費
 - ウ リモートアクセス機器に係る販売料金（契約の申込みと同時に申込みのあったリモートアクセス機器に係るものに限るものとし、台数の上限は1の契約につき5とします。）

附則（平成24年12月11日 ACア第201407号）

この改正規定は、平成24年12月12日から実施します。

附則（平成24年12月18日 ACア第201459号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成25年2月31日 ACア第201693号）

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附則（平成25年2月22日 CL第203667号）

（実施期日）

この規約は、平成25年2月25日より実施します。

附則（平成25年3月22日 ACア第202109号）

この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

附則（平成25年4月8日 ACサ第300035号）

この改正規定は、平成25年4月8日から実施します。

附則（平成25年5月31日 ACサ第300291号）

この改正規定は、平成25年6月7日から実施します。

附則（平成25年7月26日 ACサ第300523号）

この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

附則（平成 25 年 10 月 18 日 A C サ第 300813 号）
この改正規定は、平成 25 年 10 月 22 日から実施します。

附則（平成 25 年 11 月 22 日 N S ク第 300210 号）
この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則（平成 25 年 12 月 27 日 A C サ第 301081 号）
この改正規定は、平成 26 年 1 月 8 日から実施します。

附則（平成 26 年 3 月 13 日 C L 第 303574 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 26 年 3 月 11 日 A C 企第 300165 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 26 年 3 月 25 日 N S ク第 300337 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 26 年 8 月 29 日 N S ク第 400137 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成 26 年 9 月 3 日 A C プ第 400023 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 8 日から実施します。
（料金等の適用）
- 2 次に掲げるすべての条件を満たした場合には、料金表第 1 表（料金）第 1（利用料金）の 2-2-1（定額利用料）カ、及び 2-2-2（付加機能利用料）に規定する料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。
ア. 平成 26 年 9 月 8 日から平成 27 年 2 月 28 日までの間に、Biz Communicator の新規契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約の申込みを承諾し、その提供の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行われたとき（当社の責めに帰すべき理由により提供を開始できなかったときはこの限りではありません。）
イ. 所定の最低利用期間（サービス利用開始から 2 年間、3 年間、5 年間）、サービス利用を継続することに同意したとき。

表 1

| 最低利用期間 | 区分 | 単位 | 料金額（税別） |
|--------|---------|------------|---------|
| 2 年 | USB タイプ | 1 の ID ごとに | 1,395 円 |
| | アプリタイプ | 1 の ID ごとに | 930 円 |
| | 端末起動機能 | 1 の ID ごとに | 1,395 円 |

| | | | |
|----|--------|---------|--------|
| 3年 | USBタイプ | 1のIDごとに | 1,350円 |
| | アプリタイプ | 1のIDごとに | 900円 |
| | 端末起動機能 | 1のIDごとに | 1,350円 |
| 5年 | USBタイプ | 1のIDごとに | 1,275円 |
| | アプリタイプ | 1のIDごとに | 850円 |
| | 端末起動機能 | 1のIDごとに | 1,275円 |

なお、最低利用期間内に契約の解除等があったときは、違約金（残余の期間に対する割引後の利用料金に相当する額）を一括して支払っていただきます。ただし、最低利用期間内に当社都合によるメニューの変更・廃止が発生し、利用が継続できない場合はこの限りではありません。

附則（平成26年10月23日ACサ第401020号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年10月31日から実施します。

（経過措置）

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成27年2月26日ACプ第400274号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。

（その他）

- ACプ第400023号（平成26年9月3日）の附則中、「平成27年2月28日」を「平成27年5月31日」に、「平成27年3月31日」を「平成27年6月30日」に改めます。

附則（平成27年3月25日ACサ第401874号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（経過措置）

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成27年7月30日ACプ第500138号）

この改正規定は、平成27年8月3日から実施します。

附則（平成27年12月16日ACプ第500304号）

この改正規定は、平成27年12月16日から実施します。

附則（平成27年12月24日NSク第500320号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附則（平成28年3月30日ACプ第500426号）

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附則（平成28年7月27日CL第00067231号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 削除
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成28年10月26日ACプ第00103202号）

この改正規定は、平成28年10月28日から実施します。

附則（平成28年11月30日ACプ第00116988号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則(平成 29 年 2 月 14 日 NSク第 00146473 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則(平成 29 年 3 月 8 日 ACプ第 00158128 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 3 月 10 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則(平成 29 年 7 月 26 日 CL第 00220156 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 CL第 00067231 号(平成 28 年 7 月 27 日)の附則の 2 を平成 29 年 8 月 1 日をもって削除します。

附則(平成 29 年 7 月 28 日 ACプ第 00221941 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則(平成 29 年 9 月 28 日 CL第 00244011 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則(平成 30 年 3 月 30 日 ACプ 00328690 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおり

とします。

附則（平成 30 年 3 月 30 日 AC プ 00328689 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

| | |
|------------------|--|
| Biz Communicator | EnterpriseDaaS（サーバOSタイプ）リモートアクセスオプション（MagicConnect型） |
|------------------|--|

附則（平成 30 年 9 月 28 日 CL 第 00397744 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（令和元年 8 月 23 日 NSク第 00534568 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則（令和元年 9 月 11 日 AC 企 00541561 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（令和 2 年 2 月 27 日 NSク第 00609824 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。

附則（令和 2 年 3 月 6 日 AC プ 第 00613929 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 16 日から実施します。

附則（令和 2 年 5 月 29 日 DPS サ 第 00654529 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているASP接続サービス（イーサネット通信サービスに係るものに限り。）については、この改正規定実施後は、Universal One サービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal One サービス（令和 2 年 7 月 1 日付で Universal One サービス契約約款（第 4 編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものに限り。）に関して提供するものとし、その料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（令和 3 年 2 月 1 日 APS 2 サ 第 00738079 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 3 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスの区分は、この改正規定実施の

日において、同表の右欄のサービスの区分とみなして取り扱います。

| | |
|---|--------------|
| EnterpriseDaaS (サーバOSタイプ) リモートアクセスオプション (MagicConnect型) | MagicConnect |
|---|--------------|

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。